

みなかみ町告示第86号

水道総合システム（料金調定及び企業会計）更新業務の委託業者を次のとおり公募型プロポーザル方式により募集するので公告する。

平成27年11月2日

みなかみ町長 岸 良



1 公募型プロポーザルの名称

水道総合システム（料金調定及び企業会計）更新業務に係る業者選定公募型プロポーザル

2 公募型プロポーザルの概要

(1) 目的

みなかみ町水道事業の水道料金・企業会計システムは導入後5年を経過しており、システム機器の性能劣化や保守サービスの問題等により事業運営に支障をきたす恐れがあることから、次期システムの構築及び運用を、高度な技術と豊富な経験を持つ民間事業者に求めるものである。

次期システムにあたっては、無線検針対応、徴収業務受託業者の住民記録システム直接利用の廃止（水道総合システムと住民記録システムの分離）等、経費削減及び業務効率の向上を図れるシステムを選択して導入するため、プロポーザル方式により導入業者の選定を実施する。

(2) 業務内容

みなかみ町水道総合システム（料金調定及び企業会計）の導入業務

(3) 履行期間

①システム更新業務

契約締結日から平成28年5月31日（予定）まで

②ハードウェア及びソフトウェア賃借を含む運用及び保守業務

平成28年6月1日から平成33年5月31日までの60カ月間（予定）

※無線検針業務の稼動及び関連する諸事情により時期が変更される場合がある。

(4) 上限設計価格

金 61,560,000円（税込み）

(5) 最低制限価格

有り

3 担当部課

担当課 〒379-1393 群馬県利根郡みなかみ町後閑318

みなかみ町役場 生活水道課

電話 0278-25-5013 FAX 0278-20-2003

4 参加資格

以下の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) みなかみ町入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てをしていない者及び申し立てをなされていない者又は更正手続き開始の申し立てをしている者及び申し立てをなされている者で、会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てをしていない者及び申し立てをなされていない者又は再生手続き開始の申し立てをしている者及び申し立てをなされている者で、民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者。
- (4) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者。
- (5) 以下に掲げる公的資格を有すること。
 - ①品質マネジメントシステムの国際規格であるISO9001の認証。
 - ②個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者の認証（プライバシーマーク）※上記①、②を有しておらず準じた認証を有している場合には提案書に記載し、みなかみ町の判断を仰ぐ事。

5 参加表明書の交付期間並びに交付場所及び交付方法

- (1) 交付期間
公告日平成27年11月2日（月）から平成27年11月6日（金）までの午前9時から午後4時までとする。（期限厳守とする。）
- (2) 交付場所
みなかみ町役場生活水道課
- (3) 交付方法
交付期間中に、生活水道課において紙媒体で交付する。また、電子媒体においては町のホームページからダウンロード可能とする。

6 参加表明書提出の期間、場所及び方法

(1) 提出書類

参加表明書（様式1）

※必要事項を記入し、押印等をした上で提出すること。

(2) 提出期間

平成27年11月2日（月）から平成27年11月6日（金）までの受付は、午前9時から午後4時までとする。（期限厳守とする。）

(3) 提出場所

みなかみ町役場 生活水道課

(4) 提出方法

提出期間中に、生活水道課に持参すること。郵送等による提出は認めない。また、提出後の差し替え及び再提出は認めない。

(5) 提出部数

2部（1部は返却用）

7 審査用書類提出の期間、場所及び方法

(1) 提出書類

提案書等作成要領に記載の関係書類

(2) 提出期間

平成27年11月26日（木）から平成27年11月27日（金）までの午前9時から午後4時までとする。（期限厳守）

(3) 提出場所

担当課 みなかみ町役場生活水道課

(4) 提出方法

提出日に、生活水道課に持参すること。郵送等による提出は認めない。また、提出後の差し替え及び再提出は認めない。

(5) 提出部数

5部

8 審査用書類提出に伴う質問書提出の期間、場所及び方法

(1) 提出期間

平成27年11月9日（月）から平成27年11月13日（金）まで。
受付は、午前9時から午後4時までとする。（期限厳守とする。）

(2) 提出場所

みなかみ町役場生活水道課

- (3) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (4) プロポーザル関係者と不正な接触等を行ったものは失格とする。
- (5) 提案書等の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をしたときは失格とする。
- (6) 提出された書類は本件の審査以外には使用しない。
- (7) 参加表明書及び提案書等の返却は行わない。
- (8) 参加申出書及び提案書は、提出後の差し替え追加及び再提出は認めない。
- (9) 審査結果に対しての異議申立ては受け付けない。
- (10) 業務上の留意事項

上記「4. 参加資格要件」等に違反等があった場合は、委託契約の一部又は全部を解除し委託料を支払わないこと、若しくは既に支払っている委託料の一部又は全部を返還させ、又は損害賠償を求めることがあるので、十分に留意すること。